

北の恵み あさひかわ食べマルシェ 2026 (仮称) もぐもぐキッズ広場企画運営業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年4月15日

北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会
委員長 新谷 龍一郎

1 契約担当

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎2階
北の恵み あさひかわ食べマルシェ実行委員会事務局
電話 0166-73-9840
e-mail marche@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

(1) 業務名

北の恵み あさひかわ食べマルシェ 2026 (仮称) もぐもぐキッズ広場企画運営業務

(2) 業務内容

- ア 企画立案
- イ コンテンツ企画・運営
- ウ 会場設営・撤収
- エ 運営態勢の構築及び安全管理
- オ 広報・情報発信
- カ 事業効果測定
- キ 関係手続

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年10月31日(土)まで

3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において以下の条件を全て満たしていること。

- ア 取扱品目が「3201 広告代理」、「3271 催事企画・運営等」、「3411 プロダクト、ビジュアル、スペース等デザイン」の入札参加資格を有していること。
- イ 等級格付が「A」又は「B」である者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ 2026（仮称）もぐもぐキッズ広場企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年4月15日(水)から令和8年5月13日(水)まで

(2) 交付方法

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ公式ホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/marche/outline/d083644.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年5月13日(水)午後5時必着

(休日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参、簡易書留郵便による郵送（必着）又は電話連絡の上、電子メールによること（ファクシミリによるものは受け付けない。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)により企画提案書の提出を要請された者は、実施要領に基づき、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年5月26日(火)午後5時 必着

(休日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 紙媒体

持参又は簡易書留郵便による郵送（必着）により提出すること（ファクシミリによるものは受け付けない。）。

(イ) 電子データ

電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受託候補者の特定

北の恵み あさひかわ食ベマルシェ 2026（仮称）もぐもぐキッズ広場企画運営業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約保証金

要する。ただし、北の恵み あさひかわ食ベマルシェ実行委員会経理規程第15条の規定により準用する旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払条件 後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。
- (6) 提出書類は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (7) 本プロポーザルで使用する資料のうち、実行委員会から提供する資料以外のものは、プロポーザル参加者において準備すること。
- (8) 提出書類の差替や再提出は認めない。
- (9) 本プロポーザルの選定結果に対する異議申し立ては、受け付けない。
- (10) 詳細は実施要領等による。